

新発田市令和7年産加工用米仕入れ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品製造に用いる原材料米の価格高騰の影響を受けている食品製造業者を支援することを目的に予算の範囲内で新発田市令和7年産加工用米仕入れ補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 加工用米 国内で栽培された食品製造の原材料となる加工用米をいう。
- (2) 補助対象期間 令和8年2月1日から令和8年9月30までの期間をいう。
- (3) 補助事業 食品製造に使用する令和7年産の加工用米を購入することをいう。
- (4) 価格高騰分 令和7年産の加工用米60kg当たりの価格（税抜き）から補助対象期間前に購入した令和6年産の加工用米60kg当たりの価格（税抜き）を減じた額
- (5) 仕入れ量 補助事業における60kgを1単位とする令和7年産の加工用米の数量であって10単位以上をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において食品製造業を行っている中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者をいう。）又は個人事業主であって、補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、市内に本社又は本社機能を有する事務所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 申請日時点で食品製造業の休止又は廃止を予定している者
- (2) 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有すると認められる者
- (3) 市税に滞納がある者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る令和7年産加工用米の購入費用（税抜き）とする。

2 市外の事業者から購入する加工用米の仕入れ量のうち市内で栽培された加工用米が1単位未満の場合は補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、価格高騰分に仕入れ量を乗じて得た額の2分の1に相当する額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金は、一の補助対象者につき200万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施前に交付申請書に次に掲げる書類を添えて、令和8年8月20日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 購入する予定の令和7年産加工用米の価格及び仕入れ量が分かる見積書等の写し
- (2) 補助対象期間前に購入した令和6年産加工用米の価格及び仕入れ量が分かる納品書又は領収書等の写し
- (3) 市税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、一の補助対象者につき1回とする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、交付又は不交付を決定し、交付決定通知書又は不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 前条に規定する交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、やむを得ない事情等により交付申請の内容を変更するときは、変更交付申請書に変更内容に係る証拠書類等を添えて、令和8年8月20日までに市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する場合において、補助金の額を増額する変更交付申請は行うことができないものとする。

(補助事業の取止め)

第9条 補助決定者は、やむを得ない事情等により、交付決定を受けた補助事業を取り止めるときは、速やかに取止め届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する届出書の提出があったときは、これを審査し、「取止め承認通知書」により当該届出者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助事業に係る令和7年産加工用米の購入費用の支払いが完了した後30日経過する日又は令和8年10月15日のいずれか早い日までに実績報告書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(確定通知及び補助金の支払い)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、これを審査し、適正と認めたときは、確定通知書により当該補助決定者に通知し、補助金を交付するものとする。

(必要な調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、現地確認、関係者への聴取等の調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助決定者が第3条に規定する補助対象者でないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項に規定する場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の返還を求めるものとし、当該補助決定者は、補助金を返還しなければならない。

(関係書類等の保存)

第14条 補助決定者は、補助金に係る関係書類等を令和14年3月31日まで保存しておかなければならない。

(文書等の様式)

第15条 この要綱に規定する文書等の様式については、市長が別に定めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条の規定は、令和14年3月31日までその効力を有する。